

浅口市立金光竹小学校 いじめ対策基本方針

令和4年 4月

いじめに関する現状と課題

・本校は全校児童41名の小規模校であり、全体的に家庭的な雰囲気人間関係は良好であるが、各クラスの児童数が少ないため、人間関係が固定しがちである。子ども同士のコミュニケーション力の低下や言葉の乱れ等から時折、好ましくない人間関係が生まれることがあり、いじめはどのクラスでも起こる可能性があるという認識で共有している。
・現在、担任が児童のトラブルへの対応を主に行っているが、いじめの未然防止の取組をより強く推進するためには、全教職員がいじめへの認識を深め、組織的な取組を行う必要がある。また、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた取組を推進するため、毎週金曜日に全職員で生徒指導連絡会を行い、日頃から児童理解に努める。また、いじめと認知された場合は、いじめ対策委員会を開催し、早急に適切な対処ができるようにする。
・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために定期的にアンケートや教育相談を実施するとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
＜重点となる取組＞
・アンケートや年2回の教育相談において、児童の悩みや思いについて細かく把握する。また、縦割り班活動や人権週間の取り組みにおいて良好な人間関係をつくっていかうとする意識の高揚を図る。
・今後の増加が予想されるSNSの利用やネット上のいじめについての認識を深められるように、発達段階に応じて情報モラルに関する授業を年間1回以上行う。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

・学校基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA会議や学級懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
・各区長、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、見守り隊等の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
・学校便りやホームページに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

＜対策委員会の役割＞

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

＜対策委員会の開催時期＞

・随時

＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞

・直後の職員会議や終礼等で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

＜構成メンバー＞

・校外
スクールソーシャルワーカー、PTA会長
・校内
校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、関係のある担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

・市教育委員会

＜連携の内容＞

・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

＜学校側の窓口＞

・教頭

＜連携機関名＞

・玉島警察署 生活安全課

＜連携の内容＞

・非行防止教室の実施
・定期的な情報交換、連絡会議の開催

＜学校側の窓口＞

・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	(教員研修) ・教職員・保護者・児童を対象として、いじめや差別防止等についての研修会や授業を行う。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間以上行う。
② 早期発見	(実態把握) ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、さらに年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・定期的な教育相談とアンケートだけでなく、全職員が日頃から児童と会話を心掛け、信頼関係を築くことにより、児童がいつでも誰にでもいじめを訴えたり、相談したりできるようにする。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、毎週金曜日の生徒指導連絡会や終礼などで報告することにより、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、学級懇談や個人懇談等で家庭での児童の様子を聞いたり、児童との会話を普段からもってもらえるように働きかけたりする。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (いじめ解消の定義) ・被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも三ヶ月は継続して安定している。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。 (特に配慮が必要な児童への対応) ・障害をもつ児童や国際結婚の保護者をもつなど外国につながる児童、性同一性障害、被災した児童等、特に配慮が必要な児童については、日常的に必要な支援を行う。